ロゴマーク「ShiriBeshi Wine」の使用に関する規程

（目的）

1. この規程は、しりべし産ワインのブランド力向上を目的に作成されたロゴマーク「ShiriBeshi Wine」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークに関する権利）

1. ロゴマーク「ShiriBeshi Wine」に関する一切の権利は、北海道後志総合振興局（以下「後志総合振興局」という。）に属する。

（仕様）

第３条　ロゴマークの仕様は、別記グラフィックマニュアルに定めるものとする。

（使用申請）

第４条　ロゴマークの使用を希望する者は、後志総合振興局が使用する場合及び報道機関が報道目的で使用する場合を除き、あらかじめ北海道後志総合振興局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする者は「ShiriBeshi Wine使用承認申請書」（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

　(1)　企画書等、ロゴマークの使用内容がわかるもの

　(2)　ロゴマークの使用状況がわかる完成見本又は写真等

　(3)　企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料及び食品販売許可証など、局長が必要と認める書類

（使用承認）

第５条　局長は、前条第２項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、次条の基準により当該使用が適正と認めるときは、当該使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、局長は必要があると認める場合には、使用方法その他について、条件を付することができる。

２ 局長は、使用承認を行ったときは、「ShiriBeshi Wine使用承認書」（別記様式第２号）を申請者へ送付するものとする。

３　使用承認の有効期間は、２年以内とする。

（使用承認の基準）

第６条　ロゴマークの使用は、営利又は非営利を問わず、局長がしりべし産ワインの普及、消費拡大に寄与すると判断した場合に承認する。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、局長はロゴマークの使用を承認しない。

　(1)　後志地域及びしりべし産ワインの品位を傷つけるおそれがある場合

　(2)　特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合

　(3)　専ら特定の個人、企業又は団体の利益等のために使用されるおそれがある場合

　(4)　不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合

　(5)　後志総合振興局の事業又は関連事業を推進するうえで支障となるおそれがある場合

　(6)　別記グラフィックマニュアルに定めるロゴマークの仕様及びその使用方法等に従って使用しないおそれがある場合

　(7)　使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合

 (8)　ワインのラベルに表示して使用する場合

　(9)　優良誤認や産地偽装、商品等の購入等により消費者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがある場合

　(10) 法令又は公序良俗等に反するおそれがある場合

　(11) その他承認することが不適当と認められる場合

（使用上の遵守事項）

第７条　ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

　(1)　使用承認を受けた事項以外に使用しないこと。

　(2)　別記グラフィックマニュアルを遵守し、ロゴマークを改変しないこと。

　(3)　ロゴマークの使用承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。

　(4)　ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を遅延なく提出すること。

　(5)　ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、ロゴマークを使用した成果物の安全性、品質等についても十分配慮し、また、各種法令を遵守すること。

（使用料）

第８条　ロゴマークの使用料については、無料とする。

（使用承認の変更）

第９条　使用者は、使用承認を受けた事項に追加又は変更が生じる場合は、「ShiriBeshi Wine使用変更承認申請書」（別記様式第３号）に追加又は変更の内容が分かる資料又は見本等を添えて、局長に提出しなければならない。

2　局長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、第６条の基準により適当と認めるときはこれを承認し、「ShiriBeshi Wine使用変更承認書」（別記様式第４号）を申請者へ送付するものとする。

（使用の中止）

第10条　使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなった場合は、速やかに「ShiriBeshi Wine使用中止届」（別記様式第５号）を局長に提出するものとする。

（使用承認の取消）

第11条　局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認（第９条第２項による変更の承認があったときは当該承認。以下同じ。）を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、取消の日から使用することはできないものとする。

　(1)　使用者が本規程又は本規程に基づく基準に違反した場合

　(2)　使用者が使用承認に付した条件に違反した場合

　(3)　申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

　(4)　後志地域及びしりべし産ワインの品位を傷つけた場合又は傷つけるおそれがある場合

　(5)　自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用した場合又は使用するおそれがある場合

　(6)　法令若しくは公序良俗に反した場合又は反するおそれがある場合

　(7)　特定の個人、政党、宗教団体を支援した場合又は支援するおそれがある場合

　(8)　その他使用継続が不適当であると認められた場合

2　局長は、前項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた費用及び損害について、一切の責任を負わない。

3　局長は、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

（使用の非独占性等）

第12条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与するものではない。また、商品、使用者等について道の推奨や品質保証を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 後志総合振興局は、この規程による使用承認の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 後志総合振興局は、使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２ 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、後志総合振興局に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

３ 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により後志総合振興局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を道に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第15条 局長は、使用承認の状況等について、広くロゴマークの促進を図る観点から、情報を公開することができる。

（事務）

第16条 この規程に関する事務は、北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室が行う。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附則

（施行期日）

この規程は、令和　年　月　日から施行する